

鳥取県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し又は軽減して住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部の長が被災宅地危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- (2) 被災宅地危険度判定 被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- (3) 被災宅地危険度判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、鳥取県被災宅地危険度判定士登録要綱(以下「登録要綱」という。)に基づき知事が登録した者をいう。
- (4) 危険度判定実施本部 被災宅地危険度判定を実施するために、被災した市町村の災害対策本部に設置される組織をいう。
- (5) 危険度判定支援本部 被災した市町村が被災宅地危険度判定を実施するのを支援するために、県の災害対策本部に設置される組織をいう。
- (6) 被災宅地危険度判定連絡協議会 被災宅地危険度判定に関する都道府県相互の支援等について事前に都道府県間の調整を行い、被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

第3条 知事は、被災宅地危険度判定に関し、県内の市町村、関係団体等の間の調整を行うとともに、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施を支援する体制を整備する。

- 2 知事は、市町村の協力を得て、被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、被災宅地危険度判定士を養成する。
- 3 知事は、別に定める登録要綱に基づき被災宅地危険度判定士の登録に関する事務を行う。
- 4 知事は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(市町村の事前準備)

第4条 市町村長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施することができる体制を整備する。

- 2 市町村長は、被災宅地危険度判定について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(被災宅地危険度判定士の事前準備)

第5条 被災宅地危険度判定士は、常に被災宅地危険度判定に関する知識の習熟に努めつつ、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町村が行う体制整備に協力する。

(被災宅地危険度判定の実施)

第6条 市町村長は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。

- 2 市町村長は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。その場合、知事は、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の措置を講じる。
- 3 市町村が被災宅地危険度判定の実施に関する事務を行うことが困難であると認めるときは、知事は、被災宅地危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(被災宅地危険度判定結果の表示等)

第7条 市町村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等の措置を講じる。

- 2 前項の規定による表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定めるところにより行う。

(他の都道府県等に対する支援要請)

第8条 知事は、市町村長から第6条第2項前後の規定による要請を受けた場合において、必要があると認めるときは、国土交通大臣、他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

(資機材の調達及び備蓄)

第9条 県、市町村、関係団体等は、被災宅地危険度判定に必要な資機材の調達及び備蓄に努める。

(他の都道府県に対する支援)

第10条 知事は、他の都道府県知事から被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請された場合には、被災宅地危険度判定士の派遣等の措置を講じる。

(判定調整員)

第11条 知事は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認めた者を、被災宅地危険度判定業務調整員（以下「判定調整員」という。）として認定するものとする。

- 2 判定調整員は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指揮監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報

告等を行う。

- 3 知事は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を宅地判定士名簿に記載するとともに、協議会会長に通知する。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、被災宅地危険度判定の実施に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月5日から施行する。

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

この要綱は、令和 7年 6月26日から施行する。